





る各事業年度においては、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、基準事業年度において青色申告書（法人税法第二十五條第一項の申告書をいう。以下同じ。）を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の繰越金から控除されなかつたものに限る。

3 前二項の規定により法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同條第五項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、同項の規定は、適用しない。

第二十一條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合の最初に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該農林漁業組合が法人税法第二十五條第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、昭和二十六年十二月三十一日までは提出することができる。

2 前項の規定の適用を受ける農林漁業組合で基準事業年度の終了の日が昭和二十六年十二月三十一日であるものについて法人税法第二

十五條第六項の規定を適用する場合においては、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは「基準事業年度の終了の日から四十日を経過した日」と読み替えるものとする。

第二十二條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が基準事業年度に続く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合においては、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が第十八條第一項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定により再建整備を行うときは、合併によつて解散した農林漁業組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（当該合併によつて解散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に属する青色申告書を提出しないで解散した場合）においては、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第二十條第一項但書及び同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第一項但書中「基準事業年度」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替えるものとする。

附則 第一項の項番号を削り、附則第二項を削る。

附則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項の規定は、合併によつて成

立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が当該合併によつて解散した農林漁業組合の解散の日を含む事業年度（当該合併によつて解散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合）においては、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第二十條第一項但書及び同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第一項但書中「基準事業年度」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替えるものとする。

附則 第一項の項番号を削り、附則第二項を削る。

附則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項の規定は、合併によつて成

付の準備を進めて参つたのであります。同時に、この法律に基いて、特別指導員の派遣を希望する組合に対しては、極力その要求に応じて再建整備の実際の指導に当らせようとする。奨励金の交付を必要とすると思われる組合に対しては、他の組合に優先して検査を実施し、本年末までにこれを完了することになつておるのであります。これらの組合の再建整備の目標は、自己資本の充実をはかることと、固定化しております在庫品及び債権を資金化し、早急に経営を健全なものにして行くことにあるのであります。同時にこれらの組合の欠損金をも極力すみやかに解消して、赤字のない組合を実現するために必要なる措置を講じて行かなければならないと考へるのであります。そこで、これらの組合の欠損金の補填を容易にするため、法人税法の繰越欠損金の控除に関する規定の特例を設けますとともに、これに関連して必要な規定の整備をはかりたいと存するのであります。

以上申し上げましたところが、この法律案を提案いたしましたおまなる理由であります。同時に、政府が交付する奨励金のうち、増資奨励金は、毎年度の払込済み出資金の増加の実績を基礎として算出されます関係上、その一部は翌年度において交付することができるようになる必要があり、その点につきましても今回あわせて改正をいたしたいと存するのであります。

以上申し上げました事項が、今回の法律改正の内容でありますので、何とぞ慎重なる御審議をお願いいたします。

2 前項の規定は、合併によつて成

○千賀委員長 これより農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。井上君。

○井上（委員長） この提案理由にも示してあります通り、奨励金の交付を必要とすると思われる組合に対しては、他の組合に優先して検査を実施し、本年末までにこれを完了することになつておるのであります。この際、政府の事務当局から、この再建整備法によつて再建整備を必要としておる組合の実情、その実績等について詳細な御説明をいただきたいと思ふ。

○東畑政府委員 再建整備法施行以来われ／＼といたしまして、省令等施行規則の交付をいたしまして、指定日を一応昭和二十六年三月三十一日にいたしました。鋭意再建整備の実行をなしつつあるのであります。先般の国会で予備費から出す金は、農協同組合につきましては四億八千七百万円程度であつたのであります。この当初予算額に對しまして、私の方といたしまして七月二十日を期限といたしまして予備調査をいたしたのであります。その予備調査におきましては、まず欠損金額、自己資本の不足額でありますとか、あるいは資金固定価額を基準にしまして、そういうものが繰運用資金額に對しまして五〇、二〇、二五、三〇という割合を占めておるものを基準にいたしまして、再建整備を行う組合数を府県から取上げて来たわけであり、一応そういう形で予備調査表に載つて来ました組合数は、単位協同組合で三千二百八十五、連合会が百八十という事になつたのであります。そういう組合につきまして、さらにこれが法の要求いたします再建整備をな

す組合であるかどうか審査しておつたのであります。一方連合会におきまして、早期増資をやるという機運等もありまして、四億八千七百万円程度の当初予算額をもちましては、法の目的とする組合全部を救うわけに参らないということ、実はいろいろ検討をいたしておるのであります。ただいまのところ大体九千万円程度農業協同組合の方に増額をいたしますれば、まずこの法の目的とする再建整備対象組合の再建整備ができるのではないかと、今月段階にきておるのであります。今月の末までに連合会におきまして、単位協同組合においても、特別決議をいたしまして、改訂をいたしたいという段取りになつておるのであります。増資奨励金が二億六千三百万円程度、補給金が三億一千四百万円程度必要とするのではないかと考えておる次第でございますが、今回の法律におきまして、増資奨励金の一部を翌会計年度において交付することができるよう改正をしていただくのは、法律によつて増資奨励金は払込済み出資金の実績によつて交付することになつておりますが、払込済み出資金の実績というものは年度の終りでないとなか／＼わかりませんので、どうしても今年度予算でこれをまかなうわけに行かないで、その一部は来年度予算でこれを交付する。補助率等は年度によつて違ひますので、本年度の率で来年度の予算で交付しなくちゃならぬのじゃないかという事態が生じたので、増資奨励金の予算の足りない一部は、来年度予算でみていただくということが必要になつて参つたのであります。ただいまのところ、まだ特別決議等を経ておりません。

で、はつきりした組合数等はなか／＼申し上げにくいのであります。大体のところ単協で二千五百から二千六百の間、全国の連合会の方では百五十余ぐの予定をもつて考えておる次第であります。総計において、自己資本の不足額が大体百六十八億程度になりまして、昭和二十六年の基準による増資額が四十一億で、全体の農業協同組合にこのくらい増資に対する奨励金の需要があるというように考えております。その他のことにつきましては御質問があればお答えいたします。

○井上(長)委員 そういたしますと、大体系再建整備法による農林漁業組合の再建整備の完全なる成果の上りまします見通しは、一体どのくらいになるのですか。私も非常に注意を要すべき問題は、農協は何ゆえに一体再建整備を必要とするようになったかという原因です。もちろん終戦直後の経済の変動、特に農産物価格と都市の工業生産品の価格との非常な開きがあり、そこへできた早々の組合が、十分な市況その他の取引に明るい熱心した経営者がいなかったというところから、いろいろ組合の運営の上に非常に芳ばしからぬ事態を巻き起したというところも事実でありますけれども、全国一千万の市町村のうちで、ほとんど市町村単位に単位組合をつくつておる。これが相当大きな組合を持ち、区域を持つておりまします場合は、案外経営もうまく行きはせぬかと思ひます。ところが百戸か二百戸前後の少数の組合をもつて農協を維持して行くというところは、實際上、経営上非常に困難でないか。そういう点から、そういう小さいところは大体三つなり四つなりを統合し

て、各村々にそれ／＼農協の支所を持つてやるというように、もう少し組織上の手を加えてみたかどうか。そういう組織の面について、経営の合理化についての指導育成というものが、この整備の方法とあわせて考えらるべきじゃないか。たとえて言いますと、各市町村とも非常に財政難に陥つて、ほとんど政府からももらいます平衡交付金でどうにか村の財政を維持しておるというものが、今日の地方財政の現状であります。そこで各村ともそれ／＼必要に応じて合併をいたしまして、できるだけ町村財政の確立並びに合理化をはかりたいとおしておるのであります。農協自体においても赤字を克服し、健全な財政を確立するということは当然やらなければならぬと思いますが、やつたあとはたしてうまく行くか行かぬか、単に増資だけを強要して、それであつてうまく行くか行かぬかということが、実は問題でございます。現在の農村の状況から考えて、払込み出資だけを、また増資の奨励だけをどん／＼やつておりますけれども、なか／＼各農家とも経済が立ち行かない現状において、農協の増資、農協の出資というものを考へて足踏みしておるところが非常に多いのではないかと。そういうことからもう一つ農協の経営が合理化されてうまく行くような全体の対策というものがある、あわせて考えらるべきじゃないか、こう考えますが、あなた方はどう思ひますか。

○東畑政府委員 ただいまの御質問は根本の問題かと思ひます。われ／＼再建整備を對象にいたします根本は、農協は自己資本が非常に少かつた。固定化在庫品でありますとか、固定財源が多くて、その利子の負担に耐えられない。経営者が大いに経営刷新をやりました、利子そのものが非常に過重でありましたために、赤字が累積するといふ大きな二つの点をとらえまして、まず増資奨励金を交付し、固定化利子の補給金をやるということが、今日の農協の再建の基礎であるといふので、こういう法案をつくつたのであります。もちろん個々の村、個々の農協におきまして、経営規模そのものが的確でない、あるいは個々の農村でいらずに単位組合が多過ぎる。そのためにお互いに農協の強化ができないといふことも再建整備の過程においては当然でございます。こういう組合に単に増資奨励金、固定化利子補給金を交付いたしましたとしても、農協そのものの経営がうまく行くかというところは、はなはだむづかしい問題となりましたことは、おつしやる通りであります。従ひまして再建整備計画をつくる過程におきまして、現実にはその村で単協が多いという場合には、これを合併いたす、あるいは連合会等におきましてでもだん／＼とこれを統合する機運が出ておるのであります。われ／＼としましては、当初そういう方向で再建整備をつくりましたそのこと自体におきまして、なお法案等で合併いたしました場合には、前の再建整備計画書をまたあらためて合併後の大会の決議等によつて変更して行くという方針をもちまして、だんだんと農業組合の経営の充実、刷新、規模の適正化も計画に織り込むべきであるという方針をとおしておるのであります。村や県の具体的な実情に即しまして、だん／＼と統合強化をして行く

という方針につきましては、井上さんの御説とまったく同じでございます。それから成果の見通しでございますが、固定化利子の補給金を交付することによつて流動化をはかるというこの再建整備計画は、この法にありましますに、われ／＼は五箇年を一つの目途としてやつておるのであります。協同組合の根本的な欠損というものはやはり相当の年月をもつて、今後の経営刷新によつて剰余でこれを埋めて行くというのがただいまの方針であります。今後の農協そのものの経営の刷新等によりましてこれはきまる問題だと思ひます。われ／＼の見るところでは、五箇年で一応次の発展の段階をつくりまして、その後の条件によりましては、あるいは十年でこれを埋める組合もありましますし、あるいはもつと早く埋める組合もありましますし、そういうものは個々の協同組合の刷新という形でこれを解決して行く以外にはないのではないかと、いふように考えております。

○井上(長)委員 そうしますと大体今組まれております四億八千七百万ですが、あとそんなにこれへの資金その他の問題は増額しなくても大体これで行くという見通しでございますか。またそれを増額しなければならぬ事態になつておりますか。そこはどうですか。

○東畑政府委員 当初は四億八千七百万程度で参れるかと思つておつたのであります。その後予備調査等によりまして、ただいまのところ基準増資等を考えましても約九千万円程度の不足が実は起るのであります。そのほか連合会等におきまして早期増資をや

ろうという一つの機運が見えております。そういうものが早期増資となりま

す。そういふものが早期増資となりま

す。そういふものが早期増資となりま

す。そういふものが早期増資となりま

す。そういふものが早期増資となりま

す。そういふものが早期増資となりま

す。そういふものが早期増資となりま

ます。それができまると、その後は早

期増資分がどのくらい進行するかによ

つてまたかわつて参ります。来年度以

降は、この法律に基きます率によりま

して交付する以外に方法はない、こう

いうふうな考へております。

○井上(農)委員 それでは来年にまわ

がたくさんある。そこに米麦の統制撤

廃という大きな問題が起きて来

れば、当然さうな組合は組織がより

弱体化して参ります。結果から見れ

ば、また再建整備の対象になるような

組合が續出することは、私も想像に

かたくないと思つて。そこで現在農業協

同組合関係の主幹部としてお考えにな

つております。全体としての協同組合

の強化方策と申しますか、特にその中

心となるところの出資の増強につい

て、一段と手が打たなければならな

いと私も考へておるのであります

が、現在の単位農協を中心とする出資

の増加についてはどういふ状況であり

ますか、それらの点について御調査に

なつたものがあつたならば、この

際御提示を願ひたい。

○東畑政府委員 再建整備組合につき

ましては、増資奨励金を交付いたしま

して出資しておるのであります。再

○足鹿委員 さうにおつしやるだろ

うと思つておつたのですが、大体お考

えになつてゐることは、理論的にはそ

の通りだろと思つて。しかしそも

今日になつて、協同組合の自己出資金

の増額運動を強力に政府も指導して行

かなければならなくなつたその根本は

どこから来ているかと申しますと、私

をして言わしむるならば、もと／＼農

林省の模範定款のつくり方が、あのイ

ンフレのはげしいときの、昭和二十三

年、二十四年の状態において、一口百

円の模範定款をお示しになつたこと

に、そも／＼今日の事態が胚胎してお

つたと思つて。従つてこれはあくまでも

農協の育成強化というものは自力にま

たなければならぬことはお説の通りで

ありますけれども、この際根本的な一

つの方向というものを、やはり国とし

ては御示唆になつても一向さしつかえ

ないと思つて。そういう点で少くとも農

業協同組合を育成強化して行く。その

ため中心は農協の自主的な力にまたな

ければならぬことはもちろんであります

すけれども、国家と農協との関係、そ

の定義づけというふうなものに対して

は、相今まで自主性々々という言

葉をお使いになつておりますけれども

も、そのみに待つていたのでは解決

がつかぬ段階が来ているのではないか

と、私もは見えておるのであります。

局長のお話によりまして、全国的に自

己資本の増額運動は盛んになりつつあ

るというところをおつしやしますが、部

分的にはさういふところもあります。

私もそれを知つております。しかし全

体として見ますと、なか／＼さうは行

つておらぬと思つております。それ

に対処するところの資料をあつていた

きたと思つておりますが、私の特

にお伺ひしたいのは、農協の自主

性という言葉を常にお使いになります

けれども、少くとも農協の育成強化に

ついては農業協同組合を管理しておら

れる当局として、積極的な御意思が明

らかにあらぬと、今の段階としては

非常に困難ではないかというふうに見

ているので、その点について特に当局

の御所見があれば、国家と農協との基

本的な関係については一体どういふ

ふうにお考えになつてゐるか、この点

をもし何か特に御見解があらますれば、

この機会に承つておきたいと思つて

あります。

○東畑政府委員 農業協同組合の根本

に対する御質問でございますが、われ

われといたしましては、農業協同組合

法の根本精神というものはやはりく

したくない、具體的な増資であります

とか、協同組合の力を強くすること等

につきましましては、政府といたしましては、援助すべきものは援助をする。根本の協同組合の強化というものは、やはり一つの農民の自主的な運動というもので持つて参りませんと、政府だけがこれをやりまして、とうてい実現は不可能であるというように実は考えております。ただ制度そのものとして農協等が弱体化するようなことがありますれば、そういうところは修正して行きたいと思ひます。現に模範定款等におきまして、一口百円というふうなもの、その後のインフレその他の点におきまして、今日のところは千円というふうな基準を置きまして修正をいたします等、あるいは合併等を進めて行きます際に、今後農業協同組合の農村における力というものは相当重要でありますので、全体としてこれを強化するとともに、また系統的な結びつきも強くしたいということ等につきましましては、われわれとしても少しもやぶさかではないのであります。これに對して、政府から財政支出をいたすにふやすこと自体が本来の農協の農民的な団体というものを阻害するおそれがあるというところにつきましては、実は厳に警戒をしておるものであります。農業協同組合につきましては、あくまで農民の自主的な団体であるという根本で参りたいというふうに考えております。

て日本の農村の自主的な組織団体である農協というものは、勢い占領下から講和後に移つて参りますと、これに対する政策の交換が行われるのではないかと。ずいぶん巷間ではいろいろな臆測もいたしておるし、また情報らしいものをつかんでまことしやかに宣伝しておる者もある。それについて地方の農協方面では、いろいろといひ意味に解釈したり想像しておるのである。こういう機会に、ある程度かような部分的な一部の再建整備法に対する改正法律ということももちろん必要でありますけれども、全般的に政府は一体どういふふうに考えておるか。いわゆる積極的な財政援助等は考えていないということでありまして、それはそれとして、たとえば現在購買事業、販売事業を行つておる。ところが従来農業会とときには同じ内輪であつて、現在の信連に對しては購運も販運も高い金利を払ふ必要はなかつた。今は購運にしましても、販運にしましても、県段階以上の上級機關においては、金融機關に經營のほとんど四〇％以上は金利に食われておる。これは従来の農業会當時とは全然姿がかわつて、事業団体の非常な経営の重圧になつておる。従つて各地方段階においては、事業連の統合という方向が新しく示され、現実に進んでおるのでありますけれども、中央においては依然として購運も販運も二本建の形態になつておる。また考え方によつては、農業会にはかつてはなかつたけれども、少くとも金融部門を担当しておる事業のものがいわゆる特等席にすわつて、そして事業団体はあくせくしてその金利を稼いでおるといふような形では、事業連のほんとうに健全な

発達にはあり得ないと私は思う。それらの点については、やはり農協の根本的な改革の問題に觸れて来ると思ふのであります。従つて占領下においては、ある程度集中排除法であるとか、あるいは狼狽法であるとかいろいろなもの、関係が、団体の統合等についても農林省はきつめて慎重な態度をもつて臨んでおられる。しかし講和後にあつて、ある程度日本の農政に自主性が与えられるとするならば、少くとも農業協同組合の経営難の問題については、基本的な法の改正が待たれ、その上に立つていろいろ指導が行われなければ健全な発達にはあり得ないと私は思う。わずかな事業連のその側に當つてみてそういう感じを私も非常に強く持つておるのである。この機会に、政府に御所見があらうなつたように、全国の農協関係者は非常に注目をしておる問題でありますので、政府の御所見を明らかにしていただきたいと思つております。

○東畑政府委員 事根本の問題でありまして、私から答弁するのはいかと思ひますが、今日の農業協同組合につきましましては、実はいろいろの意見等がございまして、われわれの意見等がまだ研究をしておる段階でありまして、ここにいろいろ方向でやるといふことを申上げるまでには至つておりません。ただ根本的な考え方といたしまして、先ほど私が申しましたように、昔の農業会でありまして、あるいは政府から助成をいたしてそれを育成するといふような方向は、かえつて農協の根本的發展を害するのじやないかというので、先ほど申し上げました精神におきまして研究を進めております。ただ農業倉庫でありますとか、金融でありますとか、農業協同組合そのものの経営を合理化して行くといふようなもの等につきましましては、まず「国家が援助をすべきである」といふように考へておる次第であります。

○足鹿委員 大臣がおいでになつてないからいたし方がないですが、政務次官もおいでになつておるのに、これは講和後の農政とか、いろいろの農協の育成強化だとか、いわゆるお題目だけを並べて、今私がお尋ねをしておるような問題を現実に御考慮になつておらない。しかもその方向すらもないといふことでは、小さな問題だけを考へになることもいい。現実のいろいろなかような再建整備に必要なことをおやりになることもけつこつでありますけれども、今の状態で行きますと、自由党内閣のおやりになつておる米麦の統制撤廃も、今のような農協の状態ですと、農協経営に破綻の起ることは火を見るよりも明らかと思ふ。このことと関連して、少くとも米麦の統制撤廃があるように大きな政府の方針として出る以上は、口に農協を育成されるというお考えを持つておられる政府としては、当然それに対応する方針がなければならぬはずだと思ふ。それにもかかわらず、全然その点については検討しておらないといふうなことは、私は非常に遺憾千萬に思ふわけでありまして、その点について、しつこいようでありまして、政務次官にひとつ伺ひたい。

○島村政府委員 直接農協に御関係のある足鹿さんの御意見は非常に傾聴に値するものだと思ふのでありますが、農村の育成の上に農協の育成がきつめて重要であるといふことは、あなたと同一の意見を持つております。ただそのために法律改正といふような問題は、農協法に示してある通りに、あるいはまた農政局長が答へました通りに、要するに自主的機関という建前はどこまでもこれは貫かなければならぬと思ふ。同時に農協育成という問題を政府がどういふふうにするかという問題に對しては、これはさう大きな問題であると同時に、また断片的に考へる問題ではないと私は考へております。従ひまして農協法の改正という問題よりは、むしろこの育成強化に對しては根本的にどういふ方針をとるべきかといふことが、將來に起つて来る問題じやないかと、私は思つておるのであります。法律それ自身については現在研究を進めてはいるが、しかし將來の育成の問題については、農政の一環として取上げて、いろいろ協議を進めておるのであります。まだ具體的な問題についてはこゝでお話を申上げる段階に至つていないという情勢にあることを御了承をお願いしたいと思います。しかしながら今後の措置については、熱心に研究を進め、かつどういふ方向に向つてそれらの問題を次々解決して行くかといふことに對しては、熱意においては私は人後に落ちないつもりでありますので、さういふ御承知を願ひます。

○河野(謙)委員 先ほどから井上さんや足鹿さんから、農協のあり方についていろいろ御意見があり、その関連に於いて積極的な指導のお話がありましたが、私はもう少し積極的な監督があ

つてしまるべき段階ではないかと思つてゐる。現在再建整備をやつてゐる方において不良組合が突出してゐる。こういう現状において、一体今までのような監督の程度でこの農協の健全な発展が期せられるかどうか、私は非常に疑問を持つてゐるのですが、今後の農協の監督の点について、現状でいいと思ひになつてゐるか、今後何らか、監督についても少し積極的な手を打たれる御意思があるか、これをひとつ伺ひたいと思ふ。

○東畑政府委員 農協同組合は一つの経済団体でございまして、その間やほり経理その他につきましても監督を厳重にしなければならぬということも当然でございまして。現在府県におきましても本省におきましても、検査官等を置きまして検査をいたしておるものであります。われ／＼といたしましては、農協そのものには、普通の検査をやる以外にはやはり経営の指導もやる。ことに再建整備を必要とする組合等につきましては特別指導員を置きまして、指導的に監督をやることも必要である。検査と指導が併行いたしませんと協同組合そのものの刷新にならないのではないかと、実は考へておるものであります。検査そのものの必要なことは当然でございまして、われわれといたしましては、根本の帳簿組織でありまして、今後とも／＼整備いたしまして、今後とも／＼経済団体の不信を買わないように、検査の厳重な監督をいたしたい、こういうふうな考へております。

○河野(謙)委員 検査の厳重な監督について御意思はあるようですが、この厳重な監督についての手段方法につ

いて、現在の手段方法では私は不十分だと思ひますが、何か具体的に相当の手を打たれるお考えがあるかどうか、伺ひたい。

もう一つ。これは大臣に質問するところかもしれませんが、政務次官は近々うちにまた野に下つて協同組合で大いに手腕を奮われる御準備があるようです。そこで指導連の問題ですが、今のような事業団体の寄生虫的な存在の指導連で、はたして農協の使命が果せぬかどうかという点について、組織そのもの、機構そのものを私は非常にふしぎに思つてゐる。私はこれを事業団体——指導連なり販運と別箇に一段高い特等席に置いて、今後国の補助助成によつて、農林省の内部における改良と農政局と一体となつて農村の発展指導に當るべきである、こう思ふのですが、指導連の現在の地位、これについて農林省の現任の地位、これに近野に下つて指導連を大いに鞭撻する立場になつた場合に、今のままでいいとお思ひになつてゐるかどうか、ひとつ参考にお伺ひたい。

○島村政府委員 指導連の強化の問題はお話の通りであります。現在地の事業連と違つて、農協同組合の育成に農林省の問題及び全般的の協同組合の刷新強化に関する重大な責任を持つてゐるものだと思ふのであります。また設立当時の経過から考へますと、さういふに進むべきだということになつてゐるものであります。御承知の通り現在指導連は、むしろ財政的な裏づけに困つてゐるのが現状であります。しかしながら過渡期の時代としての指導連は、農協が解体後の協同組

合におきましてあまりに分散し過ぎたという関係と、財政的の裏づけの關係からさういふ案になつて参つたのであります。しかしこれは漸次お互いの協同組合陣営内において了解がつきつつあるし、かつまた結局これを經營する人の問題にも関連を持つてゐる。まして、御承知の通り指導連の強化は、内部機構においても漸次相当強化されつつある現状であります。私の考へを率直に申し上げれば、要するに協同の強化、これがやがて指導連の強化という点に帰着するものと思ふのであります。指導連は、どこまでも単協の強化といふものに向つて一段と力を注ぐべきだということに対しては、異論のないところであると思ふのであります。従いまして財政的問題については、たとへば国でやる仕事の、現在農林省で扱つてゐる／＼な仕事について、団体をして行わしむることが適当と認むるものについては、各個にそれらのことを取上げて、あるいは託の形式等によつて、指導連の事業を農林省の方針のもとにやらしておる仕事も相当あるわけがあります。さういふ問題については、個々について取上げて、一層内部的には協同組合の単協の強化に當り、外部的には農林省との關係においては、農林行政そのものの各個についての仕事を指導もしくは奨励、補助等によつて行つて、ともに農村の育成強化につとめたいということであると私は考へてゐるものであります。

○河野(謙)委員 この機会にちよつと関連して、農業共済の監督の問題について農政局長に伺ひたいのですが、農業共済の監督をどの程度にやつてお

れますか。同時に、今の監督が不十分であるならば、今後農業共済の監督はどうしてやるか。と申しますのは、局長の耳にも入つてゐるでしょうが、最近農業共済の問題について、とかくのうわさが私たちの耳に相当入つてゐるのです。今朝聞くところによりますと、国家警察が、農業共済について全体的に調査を進めたというふうな話さえも私は耳にしたのです。ところが私の地元だけのことを考へてもさうであらうと思はれる節がある。税金の支払が半年も一年も遅れる、また災害の調査について／＼とかく話もある。また共済組合の運営そのものの内容について、非常に素直が起つてゐるところがあるというふうなことを聞いてゐる。これらの問題について、あなたのお耳にどういふものが入つてゐるか。またこれらをとらえて、現在の監督はどのようになつてゐるか。また今後、現在監督が不十分であるならば、どういふようにされるか。御承知のように、共済の強化拡充ということについては、毎国会ごとに非常な勢いで拡充強化をはかつており、国庫の負担も非常にふえて来てゐる。この場合に、この監督についての現状並びに今後のお考えを伺ひたい。

○東畑政府委員 農協同組合につきましては、現在本省に検査関係者が三十六名程度、府県に平衡交付金に入れないいわゆる補助職員が十名程度ありまして、最近には特に再建整備対象組合に限定して検査をいたしております。再建整備対象組合が整備いたしますれば、全般の検査をやるといふように考へております。

農業共済組合につきましては、特に

末端の市町村共済組合等につきましては、歴史が新しいために、農協同組合のような検査制度を実施いたしておらないのであります。そこで共済組合連合会等につきましても、本省から人を派遣いたしまして、監督的な検査をいたしておりますし、お話のようないろいろな不祥事件が若干の所で起きてゐるという点の報告は受けておりますが、河野さんのおつしやいましたような取締りの問題があるというふうには承知いたしております。ただ共済資金の支払い等がなか／＼遅延をいたしまして、損害賠償等につきましては、根本的に評価の技術がわづかしいことが問題になるのでありますけれども、金銭の出納等については、そう全般に大いといふふうには聞いてゐないものであります。しかし農民の最も大事な金を扱う機関でありますので、今後さういふ方面の検査等につきましては、農協同組合等の例を参照いたしまして、検査基準等もはつきりつくつてゐる実施いたしたいという心組んで、今準備をいたしてゐる段階であります。これに關係する人等につきましては、最近の情勢等から、現在の人を活用して参りたいというふうな考へております。

○河野(謙)委員 最後に局長に特に希望しておきます。この農業共済の制度は、私たちが非常によい制度だと思ひますが、私の地元等では、農民は道にこれを忌避するやうな声が目／＼と聞くなつて来てゐるものであります。こういう際に、今申し上げるやうな不正事実がもし天下に発表されるといふやうな事態になりますと、これは一段と農業共済忌避の力が強くなつて、今後の

運営に非常に大きな支障を来すと思ひますから、このよき制度を完全に遂行して、農民をしてこの制度に十分の希望を持たせるために、この際特に嚴重な監督をし、嚴重な指導を怠らないようにしてもらいたいということを強く要望しておきます。

○千賀委員長 竹村委員。

○竹村委員 私が伺ひしておきたいのは、大体現在まで農協の再建整備で利子補給を行うことを決定した協同組合連合会の数、それから単協でこれにかつた数、それからそういう赤字があつて利子補給を受けたのが、払込みが非常に困難で遺憾ながらこの利子補給を受けることができないとされる組合が、一体全国にどのくらいあるかという点であります。

○東畑政府委員 現在再建整備対象の組合の概算の調査を進めつつあるものであります。本月の末に大体きめるのではないかと、各ブロック会議等におきまして個々の数を押えつつあるものであります。今のところ単協は二千五百七十程度、全国連合会を含めての連合会では百五十三程度を予定いたしておりますが、もちろんこれは特別決議を経て、増資を実施いたしまして、奨励金の交付はしないのであります。一応この程度の数をもつて概算いたしたという程度であります。

○竹村委員 大体払込みができないの、こういう制度に依頼して利子補給が願えないような組合の調査が、もしわかつておりましたならば伺ひたい。

○東畑政府委員 われ／＼が一応予定しました中で、ブロック会議等をやりました結果、若干の組合については、当初われ／＼の調査で出しても、その

村の事情でなか／＼増資ができないというので落ちたものもありますけれども、その数はそう多くはないというところでございます。

○竹村委員 それではひとつ島村政務次官にお伺ひしたいのでございませう。確定的ではないけれども、現在予定されております県連合会百五十三、単協二千五百七十、これに利子補給をされて、再建整備の方針が決定されて払込みがなされておりますが、しかしたとえば来年度から米麦の供出制度がなくなる。——もちろんこれには最低価格で農協に買わせるというような方針を立てられておるのですが、それにしては買ひ得る能力はないだろうと思ふのです。そういう場合に、現在二千五百七十の単協にやられても、そのままだ、また再び三年後にはこれ以上の数の単協が、また／＼何かやらなければ立つて行かないような現状にあるのではないかと。それだから、もちろんその上にあるところの連合会もそうであろうと思ふのですが、これに対して一体どういふような方策を立てて、協同組合を育成して行こうと考えておられるのか。これを承りたいと思ひます。

○島村政府委員 これは竹村さんも御承知のように、産業組合時代には、米麦の集荷については相当農村で苦勞をしたものであります。消費者との間に直結し、あるいは官庁の間に直結し、軍の糧秣廠等と直結して、販売については農協というか、産業組合が集荷するといふ態勢は十分できておつたのであります。もちろん全国的には弱い組合もあつたのであります。そこで現在

の農協は、長い統制の時代のなれで、政府の金によつて、中金から流したもので集荷して行くという態勢でやつておつたのであります。今後米の統制の問題が合頭するしないにかかわらず、ともかくも農業協同組合は、われらのものはわれらの手によつてのローガンなり、あるいはその努力を今後はやさるべきであるという前提に立ちますと、和戦両様の構えで、農協自身も今から大いなる対策を考へる必要があると私は思ふのであります。従いまして、米麦について統制の権限といひますか、かりに統制の方式のかつた際においても、政府においてある程度の買上げをやる。それに対する資金はむしろ考へられると思ふし、また同時に農村の買入れ資金については、農協自身も今から対策を考へると同時に、政府自身もこれに対しては、現在食糧庁のやつております仕事をなるべく広く農協へ流して、資金の金融の措置をつけるといふ方法を今後においてもとるべきであると考えておるのであります。ただその具体的な金額その他については、そのときの情勢によつて考へなければならぬと思ふのであります。しかし建前としては、ここに和戦両様の構えでやるという農協自身の大きな覚悟を持つて、農協自身も今から準備すべき筋合いのものと私は考えます。

○竹村委員 もちろん、たとえば昔の産業組合時代におきまして米の直結販売その他によつて集荷した時代と現在とは、非常に農村の事情がかわつておる。従つて農協自身が、いわゆる農民の自覚体として、農民自身のものとして、農民みずからがそれを守つて行

く、これは当然のことではありますけれども、しかしながら現在行われている状態のもとにおいて、たとえば肥料の統制がはずれますと、今政務次官の考へておられるような建前から行きますならば、おそらく肥料の購入あるいはその扱い等につきましても、やみ肥料等を考へますならば、少くとも今までの配給量より以上の量が農協において扱われなければならない。ところが、遺憾ながら現実には配給量の六〇％くらいしか農協で扱われていないという今日の現状であつて、主食等が自由販売になつて、しかも政府の買入れ価格の最低価格で農協がどれだけ集荷できるか、いかに活動いたしたとしても三分の一以下になるのじやないか、しかも三分の一のおそらく集荷がむずかしいのじやないかと考へるわけですから、同時に、一部の資本的背景を持つものが、こういう区域におけるところの主食の買ひあさりその他をやりますならば、結局においては、いかに努力しても事實上は相当困つたことになつて来る。もちろん農協は農民のかつたな自由な組織だから、自由に活動してこれを乗り切るべきである、原則はそうでありますけれども、そこで日本の農民は自覚してない現実において、政府は単に資金を融通して最低価格で買ひ出すというだけでは、問題は解決しないのじやないか。これに対しては、もちろん現在の農協のあり方そのものが全部が全部認めらるべき筋合いではないのですが、これをいかに育成するかといふ根本策を立てなければ現在再建整備法でい／＼建直しをやりましても、先ほど言ひましたように、二、三年後にはまた／＼こういうことをやらなければ

ば農協はつぶれるのじやないか、つぶれるようなものが非常に続出するのではないかと考へるわけですが、国民の血税で一応損失を負担して行くといつても、それが再びこういう損失を繰返さないような施策が考へられなければならぬと考へる。考へられた上でこういうことがやられるべきじやないかと思ふのですが、これに対して、政策がまだきまつていないといへばそれまでですが、それでは農協対策に対して政府はあまりに無関心であり、無能力であるといわざるを得ないと思ふのですが、くろろとである島村さんなどは、政府部内においてどういふような構想を持つておられるか承りたい。

○島村政府委員 米の統制の論議はしばらくおきまして、私は原則論として今申し上げたようなことは当然考へるべきだといふことを申し上げたのであります。そこでそれを具体化する手段として、あるいは方法として、結局過渡期において、農協が政府一本の米を買つておつたものが、さうでないような時期の来た際における措置として、お話のような点がある程度まで考へられると思ふのです。従つてそれはあるいは農手の制度とか、あるいは現在の食管法にある金の運用等について具体的な方法は、十分これに裏づけすべき対策が考へられる必要があると思ふのであります。それらに対しては、政府部内においても相当検討を加えておるのであります。お話の三分の一に減ずるといふようなことは、私はだからこそ農協はこの際しつかりしなければならぬ、こういう考へ方を持つておるわけではあります。

○千賀委員長 本案に対する質疑はこの程度にいたします。

○千賀委員長 これより飼料に関する件について調査を行います。質問の通告がありますのでこれを許します。河野委員。

○河野(議)委員 飼料につきまして、最近の購入飼料の市価暴騰の状況にかんがみまして、当委員会は特にこの重要性にかんがみて、過日米小委員会においていろいろ検討して参つたのでありますが、これに對し小委員会といたしまして、政府に對し内地における麦の加工費をふやして、もう少しえさの供給量をふやしてもらいたい、なお緊急の措置として輸入の飼料も考えてもらいたい、そのほか政府手持ちの輸入五等麦、マニトバと申します、これについての緊急値下げも考えてもらいたい。これらについて一々強く要求したのでありますが、これにつきまして畜産局の方としては、食糧庁とよく協議の上速急に回答をするということでありましたが、この機会に畜産局長より、政府におきます協議の結果について明快な御答弁をいただきたいと思ひます。

○長谷川説明員 ただいま河野委員からお話のありました飼料の問題につきましては畜産の小委員会である、御熱心に御審議をいただいた点につきましては、畜産局として非常に感謝をいたしておるのであります。ただいまお話をいたしました線ですらに需給の調整をはかるべく、食糧庁ともいろいろ相談をいたしました結果、一応成案を得ましたので、本日私の名前で、各地方長官に今後の飼料需給対策の一端を通牒いたしましたような次第であります。その大要はただいまお手許にお配りいたしました資料をごらんいただきたいと思ひますが、その要点を申し上げますと、第一は、今まで指令しました十一月、十二月分の製粉、製麦加工指令数量約三十五万五千原粉トンのほか、今回新たに十五万原粉トンの追加加工をすることにしたのであります。十五万トンの内訳は製粉十万吨、製麦が五万吨でございます。これは大体十一月下旬に実施をする予定でございます。

第二は、先ほどもお話がありましたように、この際なるべく飼料の輸入を特にふすまの輸入を積極的にはかりたいと考えまして、目下いろいろ関係商社とも連絡をとつてやつておるのでありますが、現在のところ本年一ぱいまでに少くとも五千トン程度のふすまが香港を通じているというように考えておりますし、明年においてもさらに引続きふすまの輸入をはかり、できれば月々一万吨程度のものを入れるようにしたいと考えております。

第三は、先ほどもお話がありましたように、現在政府が持つております輸入低質小麦、これはマニトバ・ナンパー五と称してありますが、この低質小麦を本年度中に約二万二千トン、特に飼料の需給者に配給をいたしたいと考えております。

次は、今の低質小麦を明年一月以降、食糧庁が持つております三万六千トン、さらに来年一、二月ごろに輸入されることを考えております一万トン、合計して四万六千トン程度のものを、前に申しましたと同じ方法で需給者に配給するように考えたい。

最後に近くしゅう油製造業者に對し、特にしゅう油原料用の小麦を

一万一千トン値下げをいたすことにより、これによつてふすまの飼料へ流れる量をその程度ふやしたいというように考えております。

以上申し上げましたようないろいろの方法によりまして、できるだけこの端境期の飼料を少しでもふやすように考えておる次第であります。

○河野(議)委員 そこでちよつと伺つておきたいのは、これは市価安定のためには非常に有力なものだと思ひますが、輸入のふすまは内地の農民の手にどれくらいは価格で販売し得るかという事です。もちろん輸入しても、内地の市価が高ければその市価で売るのでしようけれども、それとは別に、たとえ上海の麦を横浜に入れて横浜のCIFで幾ら、それから諸港を見、鉄道運賃を見て、農家の手に渡るのはいくらという原価計算的な計算をしました場合に、輸入のふすまというものはどのくらいの価格で農民の手に渡るか、これをひとつ伺ひたい。

○長谷川説明員 ふすまの問題につきましては、実は二、三箇月前より先方の情勢を調査してしたのであります。その当時の見込みでは、日本の港のCIF価格が大体六百円から六百五十円程度ではないだろうかということであつたのでありますが、最近若干これが上まわりました、七百円程度になつてはまいりました、七、八百円程度に見込まれております。それから輸入いたしました後の諸料はこれはこまかく計算したものでございませうが、大体百円ないし百二、三十円程度であればやつて行けるのではないかと。従つて原価計算的に考えますと、CIF価格七百円とい

たしますと、農民の手に入ります価格には八百円を若干上まわるだろうというふうに考えておるのであります。実はこの価格は必ずしも安い価格とは言へませんし、われわれとしても、さらに何とかして安い飼料を輸入することに努力したいと考えておりますが、この際としては、価格の点はまず第二義的に、とりあえず飼料を外国からでも入れるのだ、こういう態勢をとることが必要なのではないかという考え方でやつておるような次第であります。

○河野(議)委員 そうしますと、今内地では九百円とか九百五十円とか言つております。それを輸入した場合に、八百円余りの価格で農家に行くことになれば、八百円の線まで内地の価格を引きもどすのには若干の力があると思ひます。ところが一方において、畜産局の方では、飼料の理想価格と申しますか、一畝今農家の手に渡つて六百円ですかに押えております。それを政府の理想価格として、今内地の価格引下げに努力しておられる。ところが輸入のものは八百円以上になる。来年も輸入することになると、実際問題として、あなたの方で理想達成の段階に近くなれば輸入はできないことになりま

す。そうなつた場合に、輸入ができなければ敷金が不足するから、また市価が上ることになります。その間のところは、一体どういう手を打たれるか。

私は参考までに申し上げますが、將來においては大量に輸入する大麦なり小麦、しかも補助金をつけた政府の麦から発生するふすまなり、麦粉に對しては、食糧としての補助金と同時に、やはりえさとしての補助金も考えてよい

のではないかとと思ひますが、これらの將來の価格の点について、今畜産局長は両者非常に矛盾したことをやつておられる。一方において六百円まで下げ、一方において八百円幾らのふすまをどん／＼輸入する。一体これらの輸入の麦について、それから出るふすま、これと補助金の関係を食糧庁の方と何か御相談になつておるか、これを伺ひたい。

○長谷川説明員 ふすまの市場価格につきましては、実はものがあるのでありますだけに、見込みを立てることが非常に困難な事情があるのであります。ただ御指摘のように、現在政府が供出によつて集荷いたしましたものを委託製粉をしていようものにつぎましては、一定の基準となるべき価格が考えられるのであります。われわれはそれらのものについては、ぜひその基準価格が守られるように一面には努力したい、こういうふうに考えておるのであります。ただし、飼料全体の需給事情がそれだけではどうしてもまかなえないという事情がありますので、若干値段は高くはございますけれども、輸入の道を開きまして、市場価格の態勢をそれによつて牽制するとい

う措置をとることが必要なのではないか、そういう意味合いで、今の自肅価格の線から考えますと、若干輸入のふすまは高いのでありますけれども、しかしながらこれを入れることによつて、先ほどお話もございましたように、一時九百円程度の呼び値をしておりましたふすまが、おそらく八百二、三十円程度以上はもう上らないだろうというふうな——実は今日の新聞の記事などもそういう見方をしているとい



と思ひますが、その点に對してもう一  
○長谷川説明員 飼料の需給事情の現  
状にかんがみまして、飼料の需給調整  
規則のごとき法的措置が講ぜられま  
すことは最も望ましいと思ひておるこ  
とは事実であります。ただ實際問題とい  
はしまして、先ほどもちよつと申し上げ  
ましたように、取扱ひの飼料の種類  
等が非常に多岐にわたりますので、  
需給調整をスムーズにやつて行く  
機構等をつくり出すことが、非常にむ  
ずかしい点があるのではないだろうか  
ということ、一般的にできるだけの  
由經濟の線で物資の需給をはかろうと  
いう考えからいたしますと、なる  
べくそういう措置を避けて、できるだ  
け飼料の安定をはかることを考えるの  
がまず先決ではないかというふうに考  
へまして、いろいろ措置を講じておる  
のであります。御指摘のように、  
どうしてもこういう措置がうまく行か  
ないということになりますと、私たち  
といたしまして、やむを得ず需給調  
整等の措置を講ぜざるを得ない、また  
そういう場合には、相当困難がありま  
しても、需給調整の何らかの措置を法  
制的にも考えなければならぬのでは  
ないかというふうに思つておる次第で  
あります。

○原田委員 今のお話で安心をいたし  
ました。もう一つは飼料作物試験の問  
題ですが、これは各地域にわたつて試  
験場に併用して、ぜひ試験成績をあげ  
てもらわなければならぬと思ひます。  
わずか十萬ぐらいの試験費でもつて全  
國の飼料の試験をやるなどということ  
は、これは本によつて魚を求めると同  
じようなものであります。もう少し予

算をとつて、九州は九州、北海道は北  
海道、東北、千葉、中国というような  
方面の試験場のある所に、飼料作物試  
験を強化して行くようにすることがい  
いと思ひますが、それに対しての予算措置  
はどうなつてゐるか、また二十七年  
度におけるこれに対する局長のお考えは  
いかがでありますか、これを最後に承  
つておきたいのであります。

○長谷川説明員 先ほど来お話があり  
ます未利用資源、あるいは地方的な特  
別な飼料の利用につきまして、われ  
れも非常に大事なことを考えまし  
て、実は明年度の予算にも各地方にお  
ける飼料の消費実態を調査いたしまし  
て、その消費実態をさらに深く掘り下  
げて、農家に顧みられないような飼料  
を有効に使う方策を研究する予算を、  
若干ではありますけれども要求してい  
る状況であります。今後それが実現  
いたしますように努力をいたしたい  
と考えております。

○横田委員 二十六年の十月一日付の  
畜産局長の署名のある「ふすま、麦ぬ  
かの価格等について」、これにより  
ますと、大体ふすまが三十キロで六  
百円以下が末端の消費者の購入価格、こ  
ういう予想ですね。これがおそらく新  
聞にいうところの勧告価格であろうと  
思ひます。實際の取引価格は御答弁によ  
りますと八百円から九百円と言つてい  
る。それと三俵と巻俵の違いにな  
る。これだけ違つたら商人は売らな  
いと思ひます。こういう場合には勧告価格  
を維持するためにどういふような措置  
をとられるか、それを伺ひます。

○長谷川説明員 勧告価格の点につ  
きましては、先ほど河野委員からお話の  
ありましたように、現在政府が払い下

げております小麦は、全部委託加工に  
よつてこれが小麦粉及びふすまに加工  
されるのであります。その場合に政  
府といたしまして、一応ふすまの値  
段はこの程度の価格であるべきである  
ということをお前提にして考えているの  
であります。實際問題といたしま  
す、政府の加工数量などがその月々の  
事情によつて違いますので、必ずしも  
その通りに参らない場合もあり得るか  
と考へますが、一面飼料事情から考  
へて、やはりあまり高い飼料は望ましく  
ないことはもちろんでありますので、  
その辺を調整いたしまして、畜産局の  
方でもいろいろ研究をいたしました結  
果、一応製粉工場渡し価格を五百円、  
中間の取扱ひ業者の手数料を約百円と  
ふまして、実需者に渡る価格を六百  
円程度に、ぜひそれ／＼の業者が協力  
をしてもらいたいという意味で、先ほ  
どお話の自費価格をお願いをしてい  
るのであります。ただこれは行政上の指  
導措置でありまして、物価統制令等に  
基づくいわゆる勧告価格というふうな  
ものでありませんので、これが守れない  
からと申しまして、すぐ暴利取締りの  
対象になるというふうにはならないか  
と考へるのであります。これ／＼とい  
いたしましては、ぜひ勧告と申しま  
すか、自費価格の線を上まわらないよう  
にしたい。それには製粉業者に對しま  
しても、できるだけ加工数量を増加す  
るような措置をあわせて講ずる必要  
があると思ひます。先ほどお  
話をいたしましたように、今回特に、  
従来きまつております加工数量に、さ  
らに追加するようないふことをいたしま  
す。その一つであります。何といたしま  
しても数量をふやすことがその自費價

格を守らせる一番ポイントであります  
ので、数量をいろいろの方法によりま  
してかき集めまして、できるだけ自費  
価格を守りやすい状況に置くというふ  
うな方向で考へたいと思つてゐる次第  
であります。

○横田委員 まだいろいろありま  
すが、これは大体農林省食糧庁の所管  
であつて、農林省でも食糧の方は知ら  
ぬ牛や馬の方だと言われますので、お  
そらく答弁がない節もあるだろうと思  
ひます。それは委員長自身が次官をか  
えしてしまつたので其の点委員長の責  
任ですから、資料として要求します  
からぜひ二、三日中に返事をもらいた  
い。

それから今局長のお話を聞いておりま  
す。原麦加工の数量をたくさんふや  
す、これでふすまをこしらへる、量を  
ふやせば安くならんだろう、こういう結  
論になると思ひます。しかしふすまが  
上つたことに対しては、大体停電とい  
うものが大きく作用したことを認め  
るかならぬかということ。もしも  
し停電というものが冬の渾水期にまた  
ありましたらば、冬の渾水期にもまた  
た飼料価格が上がるか。もしあがる  
するならば、その渾水期までに今ま  
の値段が一応下つて、また停電したと  
きに今日のような価格にふり返すの  
か、それとも今日の価格が高いまま  
で持続しておつて、そのときにまた上  
るのか、その点の見通しをはつきり聞  
ておかぬと前にこの委員会でも林野庁長  
官は、今年は木炭が下ると言つてお  
られたが、實際においては上つたと  
なるこのように政府答弁ほどでたらめ  
なりではないから、その点ははつきり  
しておいてもらいたい。

○長谷川説明員 むろんふすまの値段  
の高騰の一つの原因として、電氣の供  
給が不均衡であるということも否定で  
きないと思ひますが、それよりもむし  
ろ数量が非常に少いというところの方  
に大きな原因があると私は考へます。

○横田委員 数量が非常に少いとい  
うのは、原麦を出すのも少いでしょう。  
しかし電力不足で加工が行われなけ  
ればふすまは少い。その少いという意  
味は二つあると思ひます。その一つは  
いのですが、しかしそれはそれで大  
体いいでしょう。

次に勧告価格というものは一体何を  
基準としてきめられたかということ  
です。先ほどのお話によると、六百  
円の内容は五百円と百円とにわけられ  
てゐるが、これは思ひつきである。思  
ひつきである証拠には、勧告価格であ  
りながら、しかもこれがあなたの方の  
資料によりますと、末端消費者の購  
入価格とは別である。その価格で取引  
のいふ価格なんか何にもならぬもの  
だと思ひます。こういうことが自由  
競争の自由経済から生れて来る  
ところの破綻ではないかと私は思  
ひます。だから自費価格とか勧告価格  
というものをやめてしまつて、現在  
ある品物と取引のできる価格が通用  
する価格であつて、金を払つたから  
品物が入つて来るというのがすなわ  
ち価格の役割なんですよ。価格があ  
つてその価格で品物が入つて来る  
というの、これは何にもならない。  
経済学者が夜のつれ／＼のすきばに  
るところの学問上の羅列にすぎぬ。  
だからあなたに聞きたいのは、今ある  
ところの価格によつて引合ふところ  
の畜産品目ほとんどないものがある  
と思ひます。



はひとしく考えておつて、一生懸命で畜産に精進をしておるのであります。ところが政府としての飼料の根本対策がないものですから、いつでも農民は飼料高で困り、しかも畜産物はなかなか上つて行かないというようなことで、はさみ撃ちになつて、畜産経済は破綻に瀕しようとしている。畜産の増殖を大いに奨励することはまことにけつこうでありますけれども、それに遅れないように、むしろそれも先に飼料の根本対策を講じて行かなければ、これは政府としてまことに手ばかりであると私も思います。そこで私は、この緊急策を講じた機会に、根本策をどうしても講じていただかなければ將來農民が安心ができないので、非常によい機会でありますから、この窮迫の状況に鑑りて、將來永久に畜産経済が安定するように、飼料の増産の根本策を講じていただきたい。飼料の輸入についても、遠い先を見通して輸入の大きな方策を立てることがよろしいと思います。それと同時に、国内におきましても飼料の増産、特に自給飼料を徹底的に増産して、外国飼料の影響を裸で受けないような形、しかも外国の相場によつて日本の畜産がくわえて振られるような結果にならないように、国内における自給飼料の徹底的な増産をやつていただきたい。これがための政府の相当大きな負担は、これまたやむを得ないと思ひます。どうか勇敢に、すみやかに政府はこの問題に取り組んで、飼料の根本的な増産対策を立てていただきたい。このことを特別に願ひするわけでありす。その問題について今政府はどういうお考えを持つておられるか、もし案がありましたなら

ば、ここでお示しただければありがたいと思ひます。

○長谷川説明員　ただいまのお話はまことにこもつともであります。私たちが、ぜひこの機会に飼料の根本的な対策を考えたいというふうに思ふのであります。それには何といたしまして、まず自給飼料の増産をはかることが筋道ではないかというふうに考えまして、明年度の予算にもあるいは牧野の改良、あるいは原種圃、採種圃の増殖というような方面の予算を要求しておるのであります。さらに自給飼料の積極的な増産をはかるように努力を続けたというふうに考える次第であります。

○千賀委員長　次会は公報をもつて申し上げることとして、本日はこれで散会いたします。

午後零時五十三分散会

昭和二十六年十一月十六日印刷

昭和二十六年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所